

基山町農業委員会会議録

平成30年10月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	欠席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第17号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第18号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	6件
報告第17号	農地法第5条第1項第6号による農地転用届出受理報告	1件
その他	農地利用最適化推進委員の辞職願について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

平成30年10月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第10回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第17号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第17号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡人の病気等で労力不足及び譲受人の経営規模の拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が10,569㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、南高島団地の西側、八並線の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

譲渡人は病気等で労力不足ですので、所有権移転に問題ありません。

11番委員

譲受人は農機具もあり問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第17号議案1番は許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第17号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第18号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第18号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は、3年です。場所は、町営球場付近で、年の森正応寺線沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

農機具の故障等により耕作不可能ということで田は使用貸借権を設定されます。借り手の方は農業用機械等もあり問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第18号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第18号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第18号議案2番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。

期間は3年です。場所は、きやま高尾病院付近で年の森正応寺線北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借り手の方は農業用機械等もあり問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案2番について計画決定したいと思ひますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第18号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第18号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第18号議案3番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。この筆は1筆が2,036㎡ありますが、一部は水稻が作付けされており、減反部分について使用貸借権を設定します。期間は5年です。場所は、田原線沿いポンプ場そばの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

キクイモ、ニラ等を近くの畑で耕作されています。他に町外でも耕作され、将来は基山町内に居住したいとのこと。問題ないと思われます

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案3番について計画決定したいと思ひますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第18号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第18号議案4番から6番については再設定ですので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第18号議案4番から6番 再設定につき朗読省略

4番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。期間は10年で、年額68,700円です。場所は、2区トビマツ自動車南側の圃場です。

3番委員

問題ないと思われます。

事務局

5番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。期間は3年で、10aあたり30kgです。場所は、長野集落東側の圃場です。

9番委員

問題ないと思われます。

事務局

6番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。期間は10年で、1筆60kgです。場所は、筑紫野バイパス・園部インター付近の圃場です。

3番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら、第18号議案4番から6番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第18号議案4番から6番については、全員一致で決定します。

次に、報告第17号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第17号説明

この件については、市街化区域の農地ですので、平成30年9月6日付けで受理通知書を送付しております。場所は、9区重松歯科南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10番委員

水利の問題もなく、周辺も住宅街ですので問題ないと思われま

議 長

す。他にありませんか。ないようでしたら、報告第17号を終わります。次に、その他・農地利用最適化推進委員の辞職願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他 説明

平成30年9月30日付けで辞職願が提出されております。

議 長

では、推進委員の辞職について、承認される方の挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

全員一致により辞職が承認されました。事務局は辞職に係る事務手続を確実に行ってください。

次に、今後の推進委員の補充について、事務局より説明をお願いします。

事務局

手続説明

今後のスケジュールとしては、10月15日付けで公募を開始します。広報・ホームページ・役場掲示板で周知し、公募期間を1ヵ月設けます。その後、応募者の公表等必要な手続きを経て、12月の定例会で委嘱できるよう進めていきたいと考えております。

議 長

事務局から説明がありましたが、みなさんから何か意見はありませんか。ないようでしたら、スケジュールに沿って進めてください。

以上、本日の議案等が終了しましたが、全体を通して何か御意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年10月2日

署名人

議 長

委 員

委 員